平成二十二年十一月十九日受領
答弁第一五三号

内閣衆質一七六第一五三号

平成二十二年十一月十九日

内閣総理大臣　菅　　直　人

衆議院議長　横　路　孝　弘　殿

衆議院議員佐藤勉君提出尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件の映像記録に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員佐藤勉君提出尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件の映像記録に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第四十七条に基づき、公にしていなかったものであるが、衆議院議長からの記録提出要求に基づく公益上の必要性と、今後の海上保安庁の海上警備・取締活動に支障を生ずるおそれや、関係者の名誉・人権の保護に欠けるおそれなど種々の弊害を総合考慮して、記録媒体の原本から、衆議院議長に提出するのが相当と認められる部分を抽出したＤＶＤを作成してこれを提出することとしたものと承知している。

二について

個別具体の事件の捜査に関する事柄であることから、答弁を差し控えたい。

三について

お尋ねの「映像記録」を視聴した大臣、副大臣及び大臣政務官は、菅直人内閣総理大臣、仙谷由人内閣官房長官、前原誠司外務大臣、岡田克也前外務大臣、馬淵澄夫国土交通大臣、三井辨雄国土交通副大臣、

三日月大造前国土交通副大臣、津川祥吾国土交通大臣政務官、小泉俊明国土交通大臣政務官及び市村浩一郎国土交通大臣政務官である。